会議開催案内書

| 1 会議等の名称 | 令和7年10月羽島市教育委員会定例会 |
|--------------------------------|---|
| | |
| 2 開催日時 | 令和7年10月29日(水曜日) 午後3時30分から午後5時00分まで(予定) |
| 3 開催場所 | 羽島市役所本庁舎3階 302会議室 |
| 4 議題 | 報第21号 令和7年度要保護児童生徒の認定の報告について 報第22号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について 議第49号 令和7年度羽島市教育委員会表彰の被表彰者の決 定について |
| | 公 開 · 一部非公開 · 非公開 |
| 5 公開、一部非公開 又は非公開等の別 及び理由 | (一部非公開又は非公開の場合の理由) 羽島市情報公開条例第9条第1項各号に該当する案件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づく議決により非公開になる場合があります。 |
| 6 傍聴者の定員 | 5人 |
| 7 傍聴に必要な手続等 | 傍聴の受付は先着順となります。 10月29日(水)に、羽島市役所本庁舎3階 302会議室において、午後3時00分から午後3時20分までの間に受付を行ってください。 【注】 傍聴を希望される方は、準備の都合上、10月28日(火)午後4時30分までに事務局へご連絡ください。 ご連絡いただいている場合でも、傍聴者の決定は会議当日の受付の先着順となりますので、ご了承ください。 |
| 8 その他必要事項 | _ |
| 9 問い合わせ先 (事 務 局) | 所管課 羽島市教育委員会事務局教育政策課 電話番号 058-393-4611 |

傍聴に係る遵守事項

- 1 会議開催中は静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 2 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- 3 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと(事前に 審議会等の長の許可を得た場合を除く。)。
- 4 会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 会議場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 6 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ること。
- 7 1から6までに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為はしないこと。